

# 会 則

## 日 本 大 学 工 学 部 校 友 会

制 定	昭和43年 4月 1日
改廃審議	平成23年 4月23日
実 施	平成23年 4月24日
転記・転載	平成23年 4月24日

承 認							転記・転載	(総会・常任幹事会) 審議	原 案
会 長	副 会 長						幹事長	(書記・幹事長)	会則等審議委員会
									

昭和43年 4月 1日 制定	会 則 第 1 章 総 則 ～ 第 2 章 会 員	頁記号	A- 1	1
平成23年 4月23日 改正		平成23年 4月24日 実施		

## 第 1 章 総 則

### (名称)

第 1 条 この会は、日本大学工学部校友会（以下ここでは本会という）と称する。

### (事務所)

第 2 条 本会の事務所を、福島県郡山市田村町徳定字中河原 1 番地 日本大学工学部内に置く。

### (目的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦を図り、日本大学との関係を密にし、母校工学部の興隆発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①会員相互の連絡並びに会員名簿の管理に関する事
- ②校友会報の発行並びにホームページの運営に関する事
- ③本会歴史資料の収集・管理・保管に関する事
- ④正会員並びに準会員への支援に関する事
- ⑤親睦会、講演会の開催
- ⑥工科系学部校友会などとの連絡に関する事項
- ⑦その他、必要と認められる事業

### (支部等)

第 5 条 本会は、支部を置くことができる。支部の設立と運営については別に定める。

### (県支会及び職域部会等)

第 6 条 本会は別に定める規程により、県支会および職域部会等を置くことができる。

## 第 2 章 会 員

### (会員の資格)

第 7 条 本会の会員は次のとおりとする。

- ①正会員は、日本大学工学部（旧称第二工学部）の卒業生並びに大学院工学研究科を修了した者
- ②準会員（学生）は、日本大学工学部並びに大学院工学研究科に在籍している在学生
- ③賛助会員は、日本大学工学部教職員並びに本会に特別の関係を有する者で、工学部校友会の目的事業に賛助する者
- ④本会の会員の資格は、会費納入のあった者を対象とする

昭和43年 4月 1日 制定	会 則	頁記号	A- 1	2
平成23年 4月23日 改正	第 3 章 役員並びに相談役	平成23年 4月24日 実施		

## 第 3 章 役 員

### (役員構成)

第 8 条 本会に次の役員を置く。

- ①会長 1名
  - ②副会長 6名以内
  - ③幹事長 1名
  - ④副幹事長 1名
  - ⑤常任幹事 20名以内
  - ⑥幹事 30名以内
  - ⑦会計監査 3名
  - ⑧相談役 5名以内
- 2 前項役員は、日本大学校友会正会員であることとする。
  - 3 役員は満80歳を定年とする。但し、任期中は延長できる。

### (役員選出)

第 9 条 前条第 8 条に基づく役員を選出方法は次による。

- 2 会長選出にあたり、第 5 章運営委員会第 17 条 2 項の⑤会長選出選考委員会（以下、選考委員会という）は、会長候補者を決定し総会に諮り決定する。
- 3 会長候補者の資格者は、現会長または常任幹事以上の役員とする。
  - (1)選考委員会は会長立候補期間を決定し、その告示を本会のホームページに掲載および各支部に通知し、会員に周知する。
  - (2)会長職希望者は立候補期間に立候補届を選考委員会に提出する。
  - (3)選考委員会は立候補届を審議し、会長候補者を選出する。また、選考委員会は、選出した候補者の情報などを本会のホームページに掲載および各支部に通知し、会員に周知する。
- 4 副会長以下の役員は新会長が指名するが、幹事長人選は総会の承認を必要とする。
- 5 選考委員の構成は会長立候補者を除き、常任幹事以上の役員（相談役を含む、各科 1 名以上）から 8 名を会長が選任する。
- 6 選考委員長は現会長とする。但し、現会長が立候補する場合は、現会長を除いた選考委員の互選により選出する。
- 7 役員に選出された者が辞退する場合は、その役員との交渉、去就および補充については新会長に一任する。

### (名誉会長)

第 10 条 本会に名誉会長を 1 名置くことができる。

- 2 名誉会長は、役員総会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、役員総会に出席し意見を述べることができる。



昭和43年 4月 1日 制定	会 則	頁記号	A- 1	3
平成23年 4月23日 改正	第3章役員並びに相談役 ～ 第4章会議	平成23年 4月24日 実施		

(役員任期)

第11条 役員任期は3年とし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、会長が新役員を指名しこれを補充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第12条 会長は本会を代表し、会務を統理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 幹事長は会務執行の要とし、会内外の事象を広く深く把握し適切なる対応策等を提示する。又、事務局運営の責任者となる。副幹事長は幹事長を補佐する。
- 4 会計監査は会計財務に対し監査を行い、その結果を総会に報告する。
- 5 会計監査は常任幹事会、役員総会に出席し、意見を述べることができる。
- 6 常任幹事は、会務の運営に必要な事項を審議する。
- 7 幹事は役員総会に出席し、会務について意見を述べるができる。
- 8 相談役は常任役員会に出席し、重要案件を審議するとともに常任幹事会の審議に参加する。また、本会が行う日本大学及び工学部並びに本部校友会との折衝等に関して、必要な場合は他の役員と共同して、又は、本会を代表して折衝等を行う。

## 第4章 会 議

(総会)

第13条 本会は、年1回通常総会を開き、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 総会の議長は、出席正会員の中から選出し、議決は出席正会員（委任状含む）の過半数の賛成で行う。賛否同数の場合は、議長裁決による。
- 3 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
  - ①会則の変更
  - ②解散に関する事
  - ③会費に関する事
  - ④事業計画および収支予算に関する事
  - ⑤その他規程の定める事項

(常任役員会)

第14条 本会に常任役員会を置き、会長が議長となる。

- 2 常任役員会は、相談役、正副会長、正副幹事長をもって構成し、会長または1名以上の相談役の招集で開催し、重要案件について審議の上、常任幹事会へ付託する。

(常任幹事会)

第15条 本会に常任幹事会を置き、会長が議長となる。

- 2 常任幹事会は、相談役、正副会長、正副幹事長、常任幹事をもって構成し、随時開催する。但し、代理出席は認めない。
- 3 常任幹事会は、会務の執行にあたる。
- 4 常任幹事会は構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の賛成によって議決とする。



昭和43年 4月 1日 制定	会 則	頁記号	A- 1	4
平成23年 4月23日 改正	第4章会議 ～ 第6章 会計	平成23年 4月24日 実施		

(役員総会)

第16条 本会に役員総会を置き、会長が議長となる。

- 2 役員総会は、相談役、正副会長、正副幹事長、常任幹事および幹事をもって構成する。
- 3 役員総会は会長が随時召集し、構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数により決する。

## 第5章 運営委員会

(運営委員会)

第17条 本会に、各種運営委員会を置くことができる。

2 委員会は次の各号とする。

- ①総務委員会
- ②財務委員会
- ③広報委員会（会報発行担当、ホームページ担当）
- ④校友情報管理委員会
- ⑤会長選出選考委員会
- ⑥特別委員会

第①号から第⑤号までの委員会は常設とし、第⑥号の委員会は、工学部校友会の事業運営上、特に会長が必要と認めたとき設置することができる。

- 3 委員会の委員は、役員および会員の中より会長が選任する。
- 4 第①号ならびに第②号の委員長は、副会長の中から会長が選任する。第③号、④号および⑥号の委員長は、委員間の互選により選任する。第⑤号の委員長は、第3章第9条6項の規程による。
- 5 委員会の組織および運営は、別に定める規程による。

## 第6章 会 計

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第19条 本会の経費は、次の各号をもって充てる。

- ①日本大学校友会（本部）年会費還付金。還付金は次の二項である。
  1. 正会員（個人）
  2. 準会員（学生）
- ②会員通信費
- ③賛助会費
- ④寄付金
- ⑤その他の収入



昭和43年 4月 1日 制定	会 則	頁記号	A- 1	5
平成23年 4月23日 改正	第6章 会計 ～ 第10章 賞 罰	平成23年 4月24日 実施		

(会費)

第20条 会費は年会費還付金をいい、その還付率は、日本大学校友会（本部）と本会との協議により決定する。

2 工学部校友会会則・第4条の内、第⑤号及び⑦号に係わる会費を、そのつど徴収することができる。

(寄付金)

第21条 本会は、寄付金等を採納することができる。

2 寄付金等は、別に定める規程により処理する。

(財務)

第22条 本会の財務は、別に定める規程により処理する。

## 第7章 法人役員および日本大学校友会役員

(役員の推薦)

第23条 本会は、学校法人日本大学並びに日本大学校友会の役員の候補者を推薦することができる。

2 候補者の推薦は別に定める規程による。

## 第8章 日本大学校友会会費並びに役員の会費

(日本大学校友会会費並びに役員の会費)

第24条 本会は、日本大学校友会が定める会費を納入する。また、本会より選出されている日本大学校友会役員が納めるべき会費は、本会が負担する。

## 第9章 事務局

(事務局)

第25条 本会の事務は、会長の命を受け本会事務局が処理する。

2 事務局の統括は幹事長があたる。

3 事務局に関する規程は別に定める。

## 第10章 賞 罰

(表 彰)

第26条 本会に特別の功労があった個人並びに団体に対して、表彰することができる。

2 表彰に関する規程は別に定める。

(除 名)

第27条 本会の会員が次の各号に該当したときは、常任幹事会の決議により除名することができる。

①日本大学の名誉を傷つけ、または校友としての品位を著しく害する言動があったとき

②本会の秩序を乱したとき

③故意または重大な過失によって日本大学および本会に損害を与えたとき



昭和43年 4月 1日 制定	会 則 第11章 雑 則	頁記号	A- 1	6E
平成23年 4月23日 改正		平成23年 4月24日 実施		

## 第11章 雑 則

### (規程の制定)

第28条 本会則の施行に必要な規程および本会の運営並びに管理に必要な規程は、常任幹事会の議決を経てこれを定める。

2 本会の会則を改正したときは、日本大学校友会に届けるものとする。

### (会則の改訂)

第29条 本会則は総会において出席会員の過半数の賛意がなければ改正することができない。

